

ライセンス契約書

このライセンス契約書（以下「本契約」という。）は、SDK（第2条に定義する。）に係るライセンスについて株式会社 Preferred Networks（以下「ライセンサー」という。）と SDK の利用者（以下「ユーザー」という。）との間で締結される契約書である。ユーザーは本契約の内容を十分に確認したうえで SDK の使用を開始するものとし、ユーザーが SDK のインストール、複製又は使用をした場合には、ユーザーは本契約の条項に拘束されることに同意したものとみなされる。

第1条（目的）

本契約は、ライセンサーからユーザーに対する SDK のライセンスの内容及び条件を定めることを目的とする。

第2条（定義）

本契約中に用いる以下の用語は、別段の定めのない限り、次の各号に定める定義による。

- (1) 「知的財産権」とは、次の各号に定めるものを意味する。
 - ① 著作権、特許権、実用新案権、意匠権、及び商標権
 - ② 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、及び商標登録出願により生じた権利
 - ③ 外国における上記①又は②に定める権利に相当する権利
 - ④ 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものを利用し、秘密として管理する権利
- (2) 「SDK」の定義は別紙1で定める。
- (3) 「本ライセンス」とは、ライセンサーが本契約に基づきユーザーに対して SDK の使用を許諾することを意味する。
- (4) 「派生物」とは、SDK を使用又は改変して開発されたソフトウェア等を意味する。
- (5) 「MN-Core」とは、ライセンサーが提供する計算資源、計算環境又は計算設備を意味する。
- (6) 「SDK 等」とは、SDK 及び派生物の総称を意味する。

第3条（ライセンス）

1. ライセンサーは、ユーザーによる本契約の遵守を条件として、ユーザーに対し、SDK を以下の目的及び方法で使用する権利を許諾する。
 - (1) SDK のインストール及び使用
 - (2) 派生物の開発
 - (3) 派生物の配布

2. ユーザーは、派生物を第三者に使用させるのに必要な範囲で、SDK を第三者に使用させることができる。これらの場合を除き、ユーザーは本ライセンスを第三者に再許諾してはならない。
3. ユーザーは、SDK を MN-Core が動作する環境でのみ使用することができる。但し、ライセンサーの事前の承諾を得た場合は、その承諾の範囲で SDK を MN-Core が動作する環境以外で使用することができる。
4. 本ライセンスは、非独占的、世界的、取消可能、譲渡不能とする。
5. ユーザーは、適用される法令（輸出入に関連する法令、日本国外の法令及び条約等を含む。）を遵守して SDK 等を使用しなければならない。

第4条（ライセンス期間）

本ライセンスの期間は、本契約の効力発生日から終了日までとする。

第5条（ライセンス料）

本ライセンスの対価は無償とする。

第6条（権利の帰属）

1. SDK その他本契約に基づきライセンサーからユーザーに提供される一切の有体物又は無体物（これらの複製物を含む。）に係る所有権又は知的財産権その他の権利はライセンサーに帰属する。本契約は、ユーザーに対し、本契約に特に定める権利（本ライセンスに基づく権利を含む。）以外の権利を付与するものではない。
2. ライセンサーは、ユーザーからの SDK に対するフィードバックを SDK の開発若しくは改善又は新製品若しくは新規事業の開発その他ライセンサーのために使用することができる。

第7条（禁止行為）

ユーザーは、ライセンサーの書面による事前の承諾なく、次の各号に定める行為を自ら又は第三者をして行ってはならない。

- (1) 本契約又は本ライセンスで認められる範囲を超えて SDK を使用、改変、複製又は配布すること
- (2) 本契約又は本ライセンスで認められる範囲を超えて SDK を逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングをすること（但し、本契約又は本ライセンスで認められる範囲内で SDK の逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングを行った場合であっても、これらの行為で得た情報を第三者に開示することは行ってはならない。）。
- (3) SDK の全部若しくは一部を第三者に譲渡、販売若しくは貸与する又は使用させること

(但し、本契約又はライセンサー及びユーザーの別途の合意により認められている場合を除く)

- (4) SDK に付されたライセンサー又は第三者の知的財産権に関する表示を削除又は改変すること
- (5) 法令に違反する又はライセンサー若しくは第三者の権利を侵害する目的又は方法で SDK 又は派生物を使用すること

第 8 条 (配布要件)

ユーザーが派生物を配布する場合、ユーザーは、ライセンサーが別途定める配布要件に従うものとする。但し、ライセンサーが配布要件を定めていない場合はこの限りではない

第 9 条 (ユーザーの損害賠償責任)

ユーザーは、本契約に基づく義務の履行を怠ったことによりライセンサーに生じた損害 (間接的な損害を含む。) を賠償する責任を負う。

第 10 条 (非保証)

SDK は、「現状有姿」で提供され、ライセンサーは、SDK 等及びその使用結果に対して、正確性、真実性、商用性、品質、性能、特定目的への適合性、瑕疵の不存在、権利の非侵害など一切の保証をしない。ユーザーは、SDK 等を使用することの適切性を自ら判断するものとし、SDK 等の使用及びその結果に関して全ての責任を負う。

第 11 条 (アップデート)

ライセンサーは、ユーザーに対する事前の通知なく又はユーザーからの同意を得ることなく、SDK のアップデートを行う場合がある。この場合、アップデートは SDK の一部とみなされる。アップデートが SDK に非互換性をもたらす場合があるが、これに関してライセンサーは責任を負わない。なお、ライセンサーはアップデートを行う義務を負うものではない。

第 12 条 (責任の制限)

ライセンサーは、その原因の如何を問わず、SDK 等及びその使用の結果に関して一切の責任 (損害賠償、逸失利益の賠償、補償責任、信用の毀損又はデータの変更・消失・破損等による損害・損失の賠償・補償責任、不法行為責任及び瑕疵担保責任を含む。) を負わない。

第 13 条 (秘密保持)

1. ユーザーは、次の各号に定める情報 (以下「秘密情報」という。) を善良な管理者の注意をもって秘密として管理するものとし、第三者に開示又は漏洩してはならない。
 - (1) 本契約の内容

- (2) SDKに関する情報
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に該当しない。
 - (1) ユーザーが開示を受けた時、既に公知であったもの
 - (2) ユーザーが開示された後、ユーザーの責に帰すことができない事由により公知となったもの
 - (3) ユーザーが開示された時、既にユーザーが正当に保有していたもの
 - (4) ユーザーが開示された後、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなくユーザーが適法に入手したもの
 3. ユーザーは、秘密情報を本契約の目的以外の目的のために使用し又は複製してはならない。
 4. 本条に基づく義務は、本契約終了後3年間存続する。

第14条（解除）

ライセンサーは、本契約をいつでも解約することができる。

第15条（残存条項）

本契約が終了したときであっても、その原因の如何を問わず、第12条（責任の制限）、第13条（秘密保持）、本条（残存条項）、第16条（契約終了時の措置）、第17条（反社会的勢力の排除）、第20条（権利義務の譲渡の禁止）、第22条（第三者ライセンス）、第23条（準拠法）及び第24条（紛争解決）は有効に存続する。

第16条（契約終了時の措置）

1. 本契約が終了したとき（終了原因を問わない。）は、ユーザーは、直ちに SDK 及びその複製物を端末から消去し、それらの使用を中止しなければならない。
2. 本契約に従って作成及び配布された派生物は、引き続き本契約の内容に従うことを条件に、本契約終了後も使用できる。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 各当事者は、自らが反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号（その後の改正を含む。）第2条第2号に定める暴力団、同第6号に定める暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等その他暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。以下同じ。）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉又は信用を毀損し、業務の妨害を行い又は不当要求行為をなさないこと、及び反社会的勢力と関

係しないことを表明し保証する。

2. 各当事者は、相手方が前項の表明又は保証に違反した場合には、何ら催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
3. 各当事者は、前項に基づき本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じた場合であってもその賠償を要せず、当該解除により自らに生じた損害の賠償を請求することができる。

第 18 条（不可抗力免責）

各当事者は、天変地異、戦争、内乱、暴動、法令の改廃又は制定、ストライキ、運送機関・通信機関の事故その他自らの責に帰すことのできない事由による本契約に基づく義務の履行遅滞、履行不能又は不完全履行については、その責任を負わない。

第 19 条（完全合意等）

本契約は、ライセンサーとユーザーとの間の SDK のライセンスに関する完全な合意を形成し、SDK のライセンスに関して本契約の締結以前にライセンサーがユーザーに提出した書面、電子メール等の記載内容及び口頭でなされた一切の合意に優先する。

第 20 条（地位譲渡等の禁止）

各当事者は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位を第三者に譲渡し、承継させ又は本契約に基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。

第 21 条（契約の改定）

ライセンサーは、本契約（SDK に関するルールや諸規定等を含む。以下本項において同じ。）を変更できるものとする。ライセンサーは、本契約を変更する場合には、変更の内容及び変更の効力発生時期を、当該効力発生時期までにライセンサー所定の方法で告知するものとする。

第 22 条（第三者ライセンス）

SDK に第三者のコード又はプログラム等が含まれている場合、ユーザーは、当該第三者のプログラム等を当該第三者が設定したライセンスに従って使用しなければならない。

第 23 条（準拠法）

本契約の解釈及び適用にあたっては日本法を適用する。

第 24 条（紛争解決）

ライセンサー及びユーザーは、本契約に関連又は起因して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

別紙 1

本ライセンス契約の対象となる SDK は、ライセンサーが配布するプログラムに含まれる以下のファイルとする。

MN-Core ランタイム

- libgpfn3-0
- libgpfn3-dev
- gpfn3-smi
- gpfn3-loader

ディレクトリ /opt/pfn/pfcomp/codegen に含まれる以下のディレクトリ及びファイル

- MLSDK ディレクトリ以下に含まれるソースコード、設定ファイル及びドキュメント
- build ディレクトリ以下に含まれるソースコード、実行ファイル、ライブラリおよびドキュメント
- integration ディレクトリ以下に含まれるソースコード、設定ファイルおよびドキュメント
- python_trainer ディレクトリ以下に含まれるソースコード、設定ファイルおよびドキュメント

ディレクトリ /opt/pfn/pfcomp/mncl に含まれる以下のディレクトリ及びファイル

- bin ディレクトリに含まれる実行ファイル
- includes ディレクトリに含まれるソースコード
- lib ディレクトリに含まれるライブラリおよび設定ファイル